

意見提出者	ヤフー株式会社
1. 項目	公職選挙法によるインターネットを用いた選挙運動の禁止
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>公職選挙法では、文書図画を使った選挙運動が包括的に禁止されており、ビラ、葉書等の一部の手法が限定された態様で認められているに過ぎない。そのため、選挙期間中に立候補者や有権者がインターネットを利用して選挙運動を行うことも禁止されている。</p> <p>昨今、インターネットが国民の情報発信・収集のインフラとして幅広く利用されているにもかかわらず、こと選挙運動では、立候補者が有権者に対してインターネットを用いて情報を発信することができない状況にある。また、有権者がインターネットを利用して立候補者に関する情報を収集したり、自らの考えを発表することも禁止されている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法第142条乃至第146条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>公職選挙法第142条以下を改正して、選挙期間中の立候補者や有権者のインターネットを利用した情報発信を適法とし、インターネットを利用した選挙運動を解禁する。</p> <p>これにより、立候補者は、ビラ配布・葉書送付のような費用のかさむ手段を利用することなく、自らの政策や政治信条を有権者に対して広くアピールできる。</p> <p>有権者も選挙に関する多くの情報を手にすることができるようになり、自ら選挙に関する考えを発表することもできるようになる。</p>